

なるほど納得!

融資 Q&A 編

Q1

事業融資における
貸付形態には
どんなものがあるの??



A

事業性融資における代表的な貸付形態には①証書貸付、②手形貸付、③当座貸越、④手形割引があります。

これらについては、融資金の交付方法や返済方法、契約書の種類などが異なります。実行にあたっては適切なものを選択することになります。

契約書を取り交わす

①は金額や利率、返済方法等の融資条件や取引上の約定が記載されている契約書（金銭消費貸借契約書）を取り交わすことにより融資を行います。

②は取引先が金融機関に約束手形を振り出すことで融資を行う方法で、返済期間は6

カ月など短期であることが多く、返済方法も一括であることがほとんどです。

③は借入可能な限度額（極度額）の範囲内であれば、取引先が自由に借入れと返済を行うことができる形態です。

④は取引先が商取引で受け取った手形を、金融機関が買い取る形で融資を行います。手形の信用性と不渡となったときに取引先が買戻しできるとかが審査の着眼点になります。

なお②③④については、あらかじめ銀行取引約定書を取り受けて融資を実行します。

Point

代表的なものは証書貸付、手形貸付、当座貸越、手形割引の4つ

Q2

マル保融資とは
どのような
融資のことをいうの??



A

マル保融資とは、信用保証協会の保証が付いた融資のことをいいます。

信用保証協会とは、信用保証協会法に基づき、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。大企業と比べて信用力が劣る中小企業が資金を調達しやすいよう債務保証を行っているのです。

信用保証協会はいわゆる公的保証会社であり、手続上、善管注意義務違反等がなければ、返済不能とみなされた債権を債務者に代わって弁済してくれます。これを代位弁済といいます。

保証割合が80%に

マル保融資の場合、金融機

関はリスクの軽減を図ることができるので、自行車が独自に行う融資（プロパー融資）では難しい案件であっても実行することが可能になります。

利用する中小企業にとっても、保証料の負担はあるものの金融の円滑化に資するものとなります。

なおかつは、信用保証協会の保証割合が融資額の100%だったのですが、現在では80%となっています。金融機関においても相応にリスクを負担することになるため、しっかりと審査を行うことが大切といえるでしょう。

Point

信用保証協会が保証する融資。保証協会の保証割合は融資額の80%